

令和7年2月18日
(2025年)

業 者 各 位

契 約 課

建設工事の総合評価落札方式による入札の試行内容の変更について

総合評価落札方式は、価格と価格以外の技術的要素を総合的に評価し落札者を決定する入札制度で、より高い工事の品質を確保することを目的としています。

企業局では、本市建設産業の健全な発展と維持存続に向け、現行入札制度に係る課題解決を図るため、予定価格（税込）1億円以上の土木・建築一式工事（ただし、緊急を要する工事等は除く。）で試行中ですが、価格帯を次のとおり変更します。

1 試行対象工事

(変更前)

- ・ 予定価格（税込）1億円以上の土木・建築一式工事



(変更後)

- ・ 予定価格（税込）1億円以上の土木・建築一式工事
- ・ 予定価格（税込）6000万円以上1億円未満の土木・建築一式工事から抽出予定

※試行対象となる工事については、入札公告にその旨記載しますので、個別の公告にてご確認ください。

2 実施時期

令和7年4月1日以降の入札公告から適用

3 落札者決定基準

別紙1のとおり（変更はありません）

※詳細については、和歌山市ホームページ（事業者 → 入札・契約（建設工事・建設コンサルタント業務 → 要綱・基準等）に掲示の「総合評価落札方式（試行）にかかる事務手引き【特別簡易型】」をご覧ください。

総合評価（特別簡易型）落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力等（2・1点）	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1) 過去5か年度のと歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	2
		60点以上75点未満 0.2×（工事成績評定の平均点-65）	-1.0～1.9
		60点未満	-1
		※過去5か年度のと歌山市発注工事の優良建設工事業者表彰実績（同業種）がある場合は、上記点数に0.1点を加算する	
	(1-2) 過去5か年度のと歌山県発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	2
		60点以上75点未満 0.2×（工事成績評定の平均点-65）	-1.0～1.9
60点未満		-1	
地域貢献 （建築一式工事1・5点）	(1) 営業所の所在	主たる営業所の所在がと歌山市内	0.5
	(2) 市内業者の活用	市内業者への予定一次下請比率が80％以上又はすべて自社施工	0.5
	(3) 市内建設資材及び市内調達資材の使用	市産品3品目以上使用予定かつ市内業者からの予定材料調達割合が80％以上	0.5
	(4) 災害協定締結事業者 【土木一式工事のみ適用】	と歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者又は大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員	0.5
配置予定技術者の施工能力等（2・1点）	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1) 過去5か年度の配置技術者としてのと歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	1
		60点以上75点未満 0.1×（工事成績評定の平均点-65）	-0.50～0.95
		60点未満	-0.5
		※過去5か年度のと歌山市発注工事の優良建設工事技術者表彰実績（同業種）がある場合は、上記点数に0.1点を加算する	
	(1-2) 過去5か年度の配置技術者としてのと歌山県発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	1
		60点以上75点未満 0.1×（工事成績評定の平均点-65）	-0.50～0.95
		60点未満	-0.5
	(2) 配置予定技術者の保有する資格	土木工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は技術士 建築工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は一級建築士	0.5
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.25
	(3) 継続教育（CPD）の取組状況	当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上の取得）	0.5
		建設系継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上の取得）	0.25
合計【土木一式工事の場合】			-1.5～6.2
合計【建築一式工事の場合】			-1.5～5.7
標準点	100点	評価値	$\left(\text{技術評価点} \div \text{入札価格}\right) \times 10^8$ 小数点第4位までとする（小数点第5位を四捨五入）
加算最高点	6.2点 又は 5.7点		
技術評価点	標準点＋加算点		

※共同企業体の場合の加算点は、構成員ごとに算出(地域貢献(2),(3)の項目は構成員同じ点数とする)し、各加算点に出資比率を乗じた点を合計(小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入))したものである。